

肺癌登録合同委員会細則

第1条 調査結果および解析結果のデータの公表について

- 1) 肺癌登録合同委員会（以下委員会）が行った調査の粗データおよび解析結果は日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会に所属するものであり、委員会がその管理を行うものである。
- 2) 委員会は調査結果および解析結果を日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会それぞれの学会誌などで公表する。
- 3) 委員会は調査結果および解析結果を海外英文雑誌に発表する（これを主論文とする）。この際の筆頭著者、共同著者は委員会で指名する。
- 4) 委員会はその調査の成果を元に主論文以外の副論文数編を発表する。その内容、および著者は委員会で決定する。
- 5) 委員会は主論文が公表されるまで調査結果および解析結果のいかなる部分も委員会および事務局以外には公表しない。
- 6) 委員会は登録施設の求めがあればその登録施設のデータのみをその施設に還元する。
- 7) 主論文、副論文で発表された以外の調査結果および解析結果の提供は、その求めがあったとき、委員会で検討する。

第2条 調査結果および解析結果のデータの管理について

- 1) 事務局と登録各施設は個人情報を含むデータと委員会事務局保管データとの連結を各施設においてのみ可能であるようにする。また、登録各施設は対応表を集計後最低10年間管理保管する。
- 2) 事務局は統計に関する専門的業務を外部委託することができる。この場合その経費は事務局運営費で賄う。

第3条 この細則の変更は委員会委員の3分の2以上の賛成をもって行う。

第4条 この細則を変更した場合、委員長は日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会に報告する。

附則 この細則は平成20年（西暦2008年）10月1日より施行する。

この細則は平成24年（西暦2012年）6月1日より施行する。